

I はじめに

平成 25 年（2013 年）9 月に改正施行された動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という）では、動物の虐待及び遺棄の防止等により、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としていますが、犬や猫など愛護動物の殺傷、虐待、遺棄の事案についての報道が相次いでいるなど、依然として悪質な事件が後を絶たない状況にあります。また、飼い主の管理能力を超えた多頭飼育にともなって、鳴き声、汚物による臭気、無秩序な繁殖などにより飼養環境が悪化し、それが虐待につながることも問題になっています。

これらのことに対応するため、動物愛護管理法では、罰則中の第 44 条第 2 項において、「衰弱させる等」（改正前）の例示が追加され、「酷使・拘束による衰弱、病気やけがの放置、排せつ物が堆積した施設や他の動物の死体が放置された施設で飼養保管すること」等が明文化されました。また、罰則も愛護動物の殺傷（第 1 項）に対しては 2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金、虐待（第 2 項）や遺棄（第 3 項）に対しては 100 万円以下の罰金になりました。さらに、多頭飼育により動物が衰弱するなどの虐待のおそれがある事態に対して、都道府県知事が改善を勧告・命令をできるようになりました（第 25 条第 3 項）。

人と動物が共生する社会を築くには、生命尊重や動物愛護の普及啓発と共に、動物愛護担当行政のみならず、警察、公衆衛生や環境衛生の担当者、獣医師会等の動物の専門家や人の福祉関係者、団体・ボランティア等とネットワークを組み、協力して早期発見・早期改善を指導し、未然に動物の虐待等を防ぐことが重要です。

環境省では、これまで平成 19 年度（2007 年度）、平成 21 年度（2009 年度）及び平成 25 年度（2013 年度）の 3 回にわたり動物の虐待等に関する事例集を作成・公表してきました。本事例集は、これらの続編に当たるもので、自治体等の参考としていただくために、動物の虐待等の事例に関連する新聞報道と判例をとりまとめたものです。動物の虐待等を防止するための資料として活用していただければ幸いです。